

令和六年第十六回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和六年九月五日

所 世田谷区教育委員会会議室

午後二時三十分開議

○知久教育長 ただいまから令和六年第十六回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和六年第十五回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。鈴木委員と坂倉委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案三件と事務局からの報告が四件ございます。

それでは、次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程します。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第四十二号 区議会提出議案に関する意見聴取（令和六年度

一般会計補正予算案（第二次）（教育委員会事

務局所管分）及び学校給食費会計補正予算案（第

一次）

○知久教育長 議案第四十二号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 それでは、議案第四十二号について御説明申し上げます。

本案は、令和六年第三回世田谷区議会定例会に提出予定でございます令和六年度一般会計補正予算案（第二次）（教育委員会事務局所管分）及び令和六年度学校給食費会計補正予算案（第一次）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、区長から意見を求められましたの

で、提案するものでございます。

補正予算案の内容は、資料の右上、三ページ以降、世田谷区補正予算に記載してございます。

まず、一般会計補正予算（第二次）について御説明いたします。歳入につきましては教育委員会事務局の該当はございませんので、歳出について御説明をいたします。

少し飛びますが、資料の右上、一三ページを御覧ください。08教育費ですが、補正予算額は二億五千四十四万三千円の増額となります。主な内容といたしましては、瀬田小学校の改築工事費のスライド条項適用による増額として二億八千八十万円、池之上小学校改築に伴う周辺道路の電柱移設工事の延期に伴う委託料の減額として二千八百八十五万七千円、学校給食費会計の前年度繰越金が確定したことにより、繰越金が百五十万円減額となったことによるものでございます。

次に、資料右上、一四ページを御覧ください。繰越明許費です。教育委員会分として四千六百三十九万八千円の繰越しとなっておりますが、芦花中学校の受変電設備改修工事が年度内に終了しないことによるものでございます。

次に、資料右上、一五ページ、債務負担行為補正です。2、追加の下三行です。先ほどの歳出補正にて御説明いたしました瀬田小学校のスライド条項適用と、池之上小学校の工期延長によるものに加え、桜丘幼稚園改修に伴う実施設計委託契約の締結によるものでございます。

以上が一般会計補正予算案（第二次）教育委員会事務局所管分の主な概要でございます。

続きまして、学校給食費会計補正予算案（第一次）でございます。

資料右上、二〇ページを御覧ください。まず歳入ですが、一般会計からの繰入金の減額及び前年度繰越金の確定に伴いまして二千二百八十八万円増額する

ものがございます。なお、歳出につきましても歳入と同額を計上しております。補正後の予算総額は、歳入歳出とも三十五億五千五百九十八万四千円となっております。

以上が学校給食費会計補正予算案（第一次）の概要でございます。

なお、詳細につきましては、資料右上二一ページ以降の世田谷区補正予算説明書を後ほど御確認いただければと思います。

御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 それでは、議案第四十二号について採決を行います。本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。次に、日程第二を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第二 議案第四十三号 区議会提出議案に関する意見聴取（令和五年

度一般会計決算（教育委員会事務局所管分）

及び令和五年度学校給食費会計決算）

○知久教育長 議案第四十三号について、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 議案第四十三号について御説明申し上げます。

本案は、令和六年第三回世田谷区議会定例会に提出予定である令和五年度一

一般会計決算（教育委員会事務局所管分）及び令和五年度学校給食費会計決算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、区長から意見を求められましたので、提案するものでございます。

決算の内容は、資料右上三ページ以降、令和五年度世田谷区各会計主要施策の成果のとおりでございますが、主なものについて御説明をいたします。

資料右上、一〇ページを御覧ください。初めに、令和五年度の区の財政運営の概要について御説明をいたします。

令和五年度は、物価の上昇が長期化する中で、地域経済の動向は予断を許せない状況が続く見通しの下、物価高騰による負担増を踏まえた区民、事業者への支援など、喫緊の行政需要に速やかな対応を図る財政運営を行いました。

令和四年度及び令和五年度における実施計画として定めました世田谷区未来つながるプランに掲げる四つの政策の柱や十の視点に基づく行政経営改革の取組など、令和六年三月に策定しました新たな基本計画につながる施策を着実に推進するよう取り組みました。

続きまして、資料右上、一二ページを御覧ください。一般会計歳入決算前年度比較です。区分ごとの決算額等は記載のとおりですが、令和五年度の歳入決算額の合計は三千九百十八億九千四百十三万六千九百五十三円となり、前年度比〇・五％の減となりました。減少の主な要因といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫補助金の減額によるものとなります。

続いて、資料右上、一六ページを御覧ください。一般会計歳出決算前年度比較です。各区分ごとの決算額等は記載のとおりですが、８教育費の令和五年度決算額は三百八十九億八千七百二十九万七千八百八十九円となり、前年度比一七％の減額となりました。

なお、この教育費には、子ども・若者部の事業経費を一部含んでおります。

令和五年度の歳出決算額の合計は三千七百十六億九千六百七十七万五千四百

二十一円となり、前年度比〇・六％の減額となりました。

続いて、右上、一七ページを御覧ください。令和四年度から令和五年度へ繰り越した事業の執行状況でございます。

教育委員会事務局所管分といたしましては、資料右上、一八ページの下段、小学校施設改修工事から図書館改修までの七事業ございます。執行額等は記載のとおりでございます。

続きまして、資料右上、一九ページを御覧ください。令和五年度から令和六年度へ繰り越した事業の一覧でございます。

教育委員会事務局所管分ですが、繰越明許費といたしましては、資料右上、二〇ページ下段、校務用電算機システム開発及び運用から、次ページの図書館改修までの十事業となっております。主な繰越し理由といたしましては、小・中学校における照明のLED化や、受水槽の取り替え、エアコンの改修など、工事が令和五年度内に終了しないことによるものでございます。繰越額等は記載のとおりです。

また、資料右上、二一ページの事故繰越しといたしましては、小学校施設改修工事がございます。これは、代田小学校のプール改修工事において、悪天候などによる工期の遅れにより、令和五年度内に工事が完了しなかったためでございます。

続いて、資料右上、二三ページを御覧ください。特別会計決算収支前年度比較でございます。表の下段、学校給食会計でございますが、令和五年度の歳入総額は三十一億八千九百五十六万五千二百八十三円となっており、前年度比一・四％の増額となりました。歳出総額につきましては三十一億六千五百八十八万五千二百七十五円となり、前年度比二・七％の増額となりました。

以上が令和五年度一般会計決算（教育委員会事務局所管分）及び令和五年度学校給食費会計決算の概要でございます。

なお、詳細につきましては、資料右上、二四ページ以降、主要事業の説明を後ほど御確認いただければと思います。

御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 それでは、議案第四十三号について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
次に、日程第三を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第三 議案第四十四号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区
立図書館の指定管理者の指定）

○知久教育長 議案第四十四号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 議案第四十四号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立図書館の指定管理者の指定）について御説明いたします。

本案は、令和六年第三回区議会定例会に議案として提出予定でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、区長から意見を求められましたので、御審議いただくものでございます。

梅丘図書館の改築工事に伴いまして、改築後はカフェエリアの設置や、自由に創作活動ができるワークショップエリアの活用など、これまでの区立図書館で展開していない新たな各種図書館サービスの充実を図るため、指定管理者制

度を適用することとしております。

このたび指定管理者候補者として、梅丘TRC・小田急ビルサービスグループを指定管理者に指定するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第四十四号について採決を行います。
本案を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)世田谷区立芦花中学校の給食自校調理化の延期について、本件に関して、鈴木学校健康推進課長より説明をお願いします。

○鈴木学校健康推進課長 世田谷区芦花中学校の給食自校調理化の延期について御説明いたします。

まず、1、主旨についてです。令和六年二月九日の教育委員会において、親子調理方式を採用している芦花中学校について、令和七年四月から自校調理化することを報告いたしました。給食室整備改修工事の入札が不調となつてしまったため、学校運営と工事スケジュール等を鑑み、改修工事及び自校調理化を一年延期することといたしました。

次に、2、対象校は芦花中学校で、現在親校である芦花小学校が給食調理し、子校である芦花中学校に配送しております。

次に、3、入札不調の主な原因と対応についてです。昨今の建築需要の拡大

に伴い、技術者人材が不足していること、給食室整備による使用電気の増加の対応に必要な受電設備改修のための資材確保が困難なことが入札不調の主な原因です。そこで、事業者が早めに資材確保の見込みが立てられるよう、受電設備の改修に係る入札及び契約を令和六年度中にほかの入札及び契約に先行して進めることといたしました。

最後に、4、今後のスケジュールについては記載のとおりです。

説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(2)世田谷区債権管理重点プラン（令和四年～五年度）の実施結果について、本件に関して、鈴木学校健康推進課長より説明をお願いします。

○鈴木学校健康推進課長 世田谷区債権管理重点プラン（令和四～五年度）の実施結果につきまして御説明させていただきます。

それでは、資料右上のページ番号で御説明いたします。一ページを御覧ください。

1の主旨でございます。区では、令和四年度から令和五年度までの世田谷区債権管理重点プランを策定し、収納率の向上と収入未済額の縮減に取り組んでまいりました。このたび、令和五年度における実績が確定したため、令和四年度から令和五年度までの世田谷区債権管理重点プランの実施結果としてまとめましたので、御報告するものでございます。

次に、2の債権管理重点プランの基本的な考え方については、五つの基本的な考え方を柱として、記載の各取組を実施してまいりました。

次に、3の令和五年度における債権の概況でございます。令和五年度における収入未済額合計は、令和元年度を基準年とすると約二〇％縮減しており、過去五年間の推移としては、全体的には減少傾向にございます。過去五年間のうち、令和二年度及び令和三年度においては、コロナ禍における特殊な状況であったことにより、収入未済額の合計は大幅な縮減となりましたが、続く令和四年度においては、区民生活がコロナ前の消費活動を取り戻しつつあったことや、物価高騰による影響などから、令和三年度より約二億六千万円増加いたしました。このような状況を踏まえ、令和五年度においては、債権を管理する所管課が様々な徴収努力を重ねた結果、収入未済額合計は約九十三億円となり、令和四年度よりも約三億二千万円減少いたしました。

次に、4の令和四～五年度の主な取組実績につきましては、令和四年度から引き続き、債権を管理する所管課では、納付義務者の個々の状況に応じた丁寧な対応に努めてまいりました。具体的には(1)、(2)、さらに次の二ページに進んでいただき(3)に記載のとおりでございます。

(3)の米印のところとなりますが、このような取組実績を踏まえ、現在の令和六～九年度の債権管理重点プランでは、新たな取組に債権を管理する所管課に対するサポート体制の拡充、生活困窮者等に対する必要な支援への連携等を加え、一層の適正な債権管理に向けた検討等を進めているところでございます。

次に、5の債権管理重点プランに掲げる九債権の各取組みについてでございます。

プランにおいて重点的に取り組むべき債権として、九つの債権を対象としております。対象九債権の収入未済額合計は、区が保有する債権全体の収入未済の推移とほぼ同様の状況となっております。令和五年度につきましては、令和元年度を基準年とすると約二〇％縮減しており、過去五年間の推移としては、

全体的には減少傾向となっております。令和五年度の収入未済額合計も約八十九億円で、令和四年度と比較して約三億五千万円減少しております。

次に、6の今後のスケジュールは、記載のとおりでございます。

次の三ページからは、ただいま説明しました内容の詳細のほか、九債権の個別の債権管理の取組に係る収納の現況、目標及び実績、さらに令和四〇五年度実績に対する評価などの詳細を記載しております。

本委員会に係る債権としては学校給食費があり、三四ページ及び三五ページに記載しております。三四ページを御覧ください。

1、収納の現況において、(1)過去五年間における推移についての表がございましたが、令和五年度から区立小・中学校の児童・生徒の給食費無償化を実施したため、令和五年度の現年分の実績は記載しておりません。学校給食費の収入未済額については、平成三十年度に全小・中学校が公会計化し、会計規模が大幅に拡大したことが主な要因となつて、令和元年度以降年々増加しておりますが、令和五年度に給食費無償化を実施し、現年分の児童・生徒の給食費未納がなくなったことなどから、令和四年度より約一千万円減少しております。

給食費の徴収に当たっては、なるべく現年分の未納を発生させないよう、口座振替登録を積極的に促すほか、毎月の督促通知や夜間の電話催告を行うなど現年分の徴収を徹底し、令和四年度まで九九%を超える徴収率を維持してまいりました。また、過年度からの滞納繰越分についても、臨戸訪問や弁護士名による催告を行うなど、様々な手法を用いて債権回収の強化に努めているところです。詳細については、次の三五ページにあります3、目標実現に向けた取組みに記載しておりますので、後ほど御確認ください。

令和六年度以降も学校給食費無償化を継続していくことから、今後は、滞納繰越分を中心に債権回収の強化に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(3)小学校の学校主事務の民間委託について、本件に関して、本田学校職員課長より説明をお願いいたします。

○本田学校職員課長 私からは、小学校の学校主事務の民間委託について御報告いたします。

1の主旨でございます。令和四年四月から民間委託を開始している小学校の学校主事務について、令和六年度の新規委託校の実施状況と、令和七年度からの新規委託予定校を報告するものでございます。

2の現状でございますが、(1)現在区職員である学校主事の人員の状況でございますが、四月現在で正規職員が百八人でございます。職員の配置は、一校当たり正規職員二名、会計年度任用職員三名を基本としています。今後、五年間で二十名程度の退職者の発生が見込まれております。

(2)学校主事務は六項目でございますが、詳細は右側の記載のとおりで、6の児童の安全・擁護に関する業務が小学校特有の業務でございます。

3の民間委託の実施状況につきまして、令和四年四月から二校の委託を開始し、令和六年四月時点で合計六校の学校主事務委託を行っています。

二ページ目を御覧ください。4の令和六年度の新規委託校における業務の履行状況について御報告いたします。

まず、(1)履行状況調査の実施でございますが、令和六年度の新規委託校三校の校長が、記載の評価項目について五段階評価をするものでございます。総合評価においては、塚戸小学校は五段階の五の評価、東玉川小学校、希望丘小

学校は五段階の四の評価でございました。

(1)を受けまして、(2)の学校管理職へのヒアリングを実施いたしました。①清掃業務を丁寧に行い、良好な学校環境に努めていることを確認いたしました。②学校からの依頼に対応するだけでなく、事業者自ら破損箇所を発見し、報告の上、修繕業務に対応していることを確認しました。③地域への配布物を、学校によっては広範囲にポスティングを行っている状況を確認しております。④児童との適度な距離感で、いわゆる立ち番業務や校外活動の付き添いなどの業務を実施していることを確認しております。⑤学校からの依頼に応じて委託事業者が車両を用意し物品搬送を行うなど、円滑な学校運営や安全対策に寄与していることを確認しております。⑥トラブルなども特になく、おおむね良好であることを確認しております。⑦直営の学校主事職員の労務管理が不要になることで、学校管理職の負担軽減につながっていることを確認しております。

三ページ目を御覧ください。(1)と(2)を踏まえまして、(3)委託事業者へのヒアリングを実施いたしました。各業務について適切に実施していることを確認し、学校からの評価を下げないよう、業務の質の維持向上に引き続き努めるように依頼しました。

これらを踏まえまして、5、民間委託化の効果及び今後の方向性についてでございますが、学校の要望や意図を業務に反映し、学校が求める成果を上げているものと評価し、民間委託化は有効であると考えます。次年度以降につきましても、履行状況調査等の実施、委託校数や委託校は様々な事情を考慮しながら、直営の学校主事職員の人事に影響しないよう、年度ごとに決めることに留意しながら委託を導入する方向で進めてまいります。

6の令和七年度の委託予定についてでございますが、まず、(1)新規委託予定校につきましては、さきに説明いたしましたとおり、業務委託による強制異

動が生じないよう、学校主事職員が異動対象となっている学校から選定するということを基本的な考え方としております。その状況を考慮した結果、記載の三校を選定しております。

(2)の委託事業者の選定につきましては、公募でのプロポーザル方式によって実施します。

(3)の今後のスケジュールについては、九月以降事業者選定を開始し、十二月に委託事業者を決定、翌年一月から三月にかけて、新規委託校における準備、引継ぎ、事前研修等実施を経て、四月の委託開始に備えてまいります。

御説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(4)認可保育所等の余裕スペースを活用した放課後児童健全育成事業の整備・運営事業者の決定について、本件に関して、加野地域学校連携課長より説明をお願いします。

○加野地域学校連携課長 それでは、認可保育所等の余裕スペースを活用した放課後児童健全育成事業の整備・運営事業者の決定について御報告いたします。

1、主旨でございます。区では、新BOP学童クラブの大規模化等の解消に向けて、区の補助による民設民営放課後児童健全育成事業の整備を進めているところですが、今年度の新たな取組といたしまして、認可保育所等の余裕スペースを活用した放課後児童クラブの公募を本年四月に行ったところ、四事業者から提案があり、選定委員会での審査結果を踏まえ、以下の提案について採択

し、整備・運営事業者として決定いたしましたので御報告いたします。

2、採択した事業者及び提案施設です。内容につきましては記載のとおりですが、各法人が提案する保育園の一室を活用し、放課後児童クラブを実施していただくこととなります。提案施設の概要に現況と記載している部屋が、放課後児童クラブの専用室となります。

表の一番目に記載している社会福祉法人杉の子保育会におきましては、現況に記載しているとおり、現在の保育園の二歳児室を学童の専用室として活用することとなり、二歳児室は近隣にある分園に移ることとなります。他の事業者につきましても同様に、現況に記載している部屋を学童専用室として活用することとなります。

また、表の下にある米印で記載をしているとおり、これまでの放課後児童クラブと同様に、大規模化している新BOP学童クラブを優先受入れ校としておりまして、事業開始日につきましては、令和七年四月を予定しております。

なお、対象児童につきましては、提案型の施設とは異なり、小学校一年生のみとなります。

右上、二ページを御覧ください。3、経過につきましては記載のとおりでございます。

4、評価についてです。

(1)基本方針につきましては、これまで実施してきた提案型の選定と同様となっております、事業者の理念や運営管理体制、質の確保といった点を重視しながら評価、審査を行ってまいりました。

続きまして、三ページの(2)審査方法を御覧ください。今回は、事前のアンケート結果から応募事業者が多数となることが想定されたため、ヒアリング審査から実施し、その中で評価の高い事業者を二次審査へ通過するという方法で実施いたしました。結果としては、冒頭でお伝えしたとおり四事業者からの応募

募となり、全ての事業者が採択されております。

5、審査結果についてです。

(1)ヒアリング審査及び書類審査、現地調査についてですが、表に各事業者の評価点数を記載しております。総合評価点数が七割を超えることを基本とし、質の確保や提案の実現性などを総合的に判断しております。今回の事業者は、全て総合評価点数が八割を超える高い評価となっております。

(2)総合評価についてです。今回の現地調査では、各提案施設である保育園において、子どもたちの活動の様子や、職員の子どもの関わり方などを確認しており、どの事業者も、子どもたちが主体的に活動する様子や、職員も一人の育ちを大切にしながら保育をしている様子などが確認できたため、高い評価点数となっております。

今回採択された四事業者のうち、放課後児童健全育成事業の運営実績がある事業者は一つとなっておりますが、運営実績がない事業者につきましても、保育経験を生かした質の高い放課後児童健全育成事業を十分に運営できるとの判断に至っております。

6、選定委員会の構成については記載のとおりです。先ほど御説明させていただきましたりましたが、今回は応募事業者が多数であることを想定して審査に臨んでおり、場合によっては多くの事業者の中から数事業者を選定する必要があったため、五名体制で実施しております。

説明としては以上となりますが、参考として、五ページ以降に各施設と優先受入れ校となる小学校の位置を示した地図と、七ページに大規模化している新BOPを示した整備優先度マップを資料として掲載しております。後ほど御確認いただければと思います。

御説明は以上です。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、

どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 (5)その他の連絡事項等はございませんか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 次回の教育委員会は、九月二十四日火曜日午後二時三十分から、教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和六年第十六回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午後三時一分閉会